

社会的養護の充実のために早急に実施する事項について

1. 実施要綱の改正（平成23年4月から実施予定）

(1) 小規模グループケアの推進

- ①定員要件の弾力化 ——
 - ・児童養護： 「原則6人」→「原則6人～8人」
 - ・情短、児童自立： 「原則5人」→「原則5人～7人」
 - ・乳児院： 「原則4人」→「原則4人～6人」
- ②グループ数要件の緩和 —— 「1施設2グループまで。ただし、5年以上実施、研修受入等の要件により各都道府県原則1施設に限り、3グループまで指定可能」
 - 「1施設2グループまで。ただし、施設の小規模化・地域分散化を推進する計画（本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを2か所以上開設、本体施設定員45人以下とする）を策定するとともに、里親支援を行う施設は、6グループまで指定可能」
- ③管理宿直等職員の配置の要件緩和 —— 3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加
- ④毎年度指定の不要化 —— 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定を受ければ良い方式に改め、事務を簡素化

(2) 地域小規模児童養護施設の推進

- ①設置要件の弾力化等 —— 既存定員に追加して設け、本体施設の入所率90%以上という要件の廃止
- ②毎年度指定の不要化 —— 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定を受ければ良い方式に改め、事務を簡素化

(3) 児童家庭支援センターによる里親等支援

- 児童家庭支援センターによる里親等支援の位置づけ

(4)自立援助ホーム、ファミリーホームの運営の安定化

- 自立援助ホームの措置費の定員払い —— 平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。
- ファミリーホームの新設後半年間の定員払い —— 平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

(5)自立支援のための身元保証人確保対策事業の充実

- 平成19年度から実施し3年を経過。運用改善として、保証の申し込み期間（現在は施設退所後半年以内）の延長、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長3年）の延長を検討。

2. 里親委託ガイドラインの策定、里親運営要領の改正（4月実施予定）

- 里親優先の原則、実親との関係、新生児里親、親族里親の取扱い、措置延長、マッチング、里親支援など

3. 最低基準の当面の改正（3月に案を取りまとめた後、省令改正手続き）

- 新たな予算措置を要しない範囲での当面の見直し

4. 各施設種別の運営指針の策定、児童養護施設のケア標準（養育標準）の策定（平成23年度中）

- 施設の運営の質の向上を図るため、施設類型ごとに、運営指針を策定するとともに、児童養護施設のケア（養育）の標準を作成
- その上で、第三者評価や、職員研修の充実にも活用していく。